

道路位置指定申請の手引き



令和4年11月

itami
伊丹市

・・・ はじめに ・・・

この手引きは、伊丹市で建築基準法第42条第1項第5号に規定する位置指定道路を設置するにあたっての申請手続きや構造等の技術基準を定めたものです。ぜひご活用ください。

なお、この「道路の位置の指定」を受けて、土地利用を図れる区域の面積は、都市計画法の開発許可の対象とならない500㎡未満の開発区域に限られます。

目 次

I	道路と敷地	1
1	伊丹市における建築基準法上の道路	
2	道路と敷地の関係	
3	道路の位置の指定	
II	道路の位置の指定に関する基準	4
1	建築基準法による基準	
2	申請に関する基準	
III	道路の位置の指定の申請手続き	6
1	指定申請の流れ	
2	開発事業承認申請書に添付する図書一覧	
3	関係窓口との調整先	
4	工事の流れ	
5	道路の位置の指定申請	
6	指定・告示及び通知	
7	築造後の管理および周知	
IV	指定の取消し手続き	15
1	指定の取消し申請の流れ	
2	開発行為等に伴う取消し	
V	道路の位置の指定の技術基準	17
1	道路の構造に関する基準	
2	道路の幅員や形態に関する基準	
VI	参考資料	24
1	申請様式	

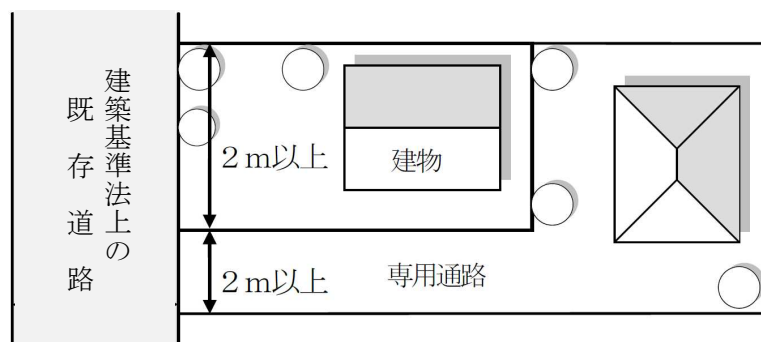
I 道路と敷地

1 伊丹市における建築基準法(昭和25年法律第201号、以下「法」という)上の道路

- ① 国道、県道及び市道等の道路法による幅員 4 m以上の道路
(法第 4 2 条第 1 項第 1 号)
- ② 開発行為や土地区画整理事業等により造られた幅員 4 m以上の道路
(法第 4 2 条第 1 項第 2 号)
- ③ 法施行(昭和 2 5 年 1 1 月 2 3 日)の際に、既に存在した幅員 4 m以上の道
(法第 4 2 条第 1 項第 3 号)
- ④ 市道整備、都市計画事業及び土地区画整理事業等の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が予定されているもの
(法第 4 2 条第 1 項第 4 号)
- ⑤ **道路の位置の指定を受けたもので幅員4m以上のもの**
(法第42条第1項第5号 - 位置指定道路)
- ⑥ 法施行の際に、既に建築物が立ち並んでいた幅員 4 m未満 1 . 8 m以上の道
(法第 4 2 条第 2 項 (伊丹市指定))

2 道路と敷地の関係

建築物の敷地は、法の道路に 2 m以上接していなければなりません。(法第 4 3 条第 1 項) 共同住宅、大規模店舗や映画館等の特殊な建物の場合は、兵庫県建築基準条例により、その規模に応じて、避難のための通路や出口の確保のため、接道幅や敷地が道路に接する長さや敷地内通路の幅員の規定が設けられていますので、ご確認ください。



建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)抜粋

(道路の定義)

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員4メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6メートル。次項及び第3項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路
 - (2) 都市計画法、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）、新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）又は密集市街地整備法（第6章に限る。以下この項において同じ。）による道路
 - (3) 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第68条の9第1項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至った際に存在する道
 - (4) 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
 - (5) 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの
- 2 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第68条の9第1項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離2メートル（同項の規定により指定された区域内においては、3メートル（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、2メートル）。以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離2メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該崖地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4メートルの線をその道路の境界線とみなす。

3～6（省略）

(敷地等と道路との関係)

第43条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。）に2メートル以上接しなければならない。

- (1) 自動車のみ交通の用に供する道路
- (2) 地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の1の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内の道路

2～3（省略）

3 道路の位置の指定

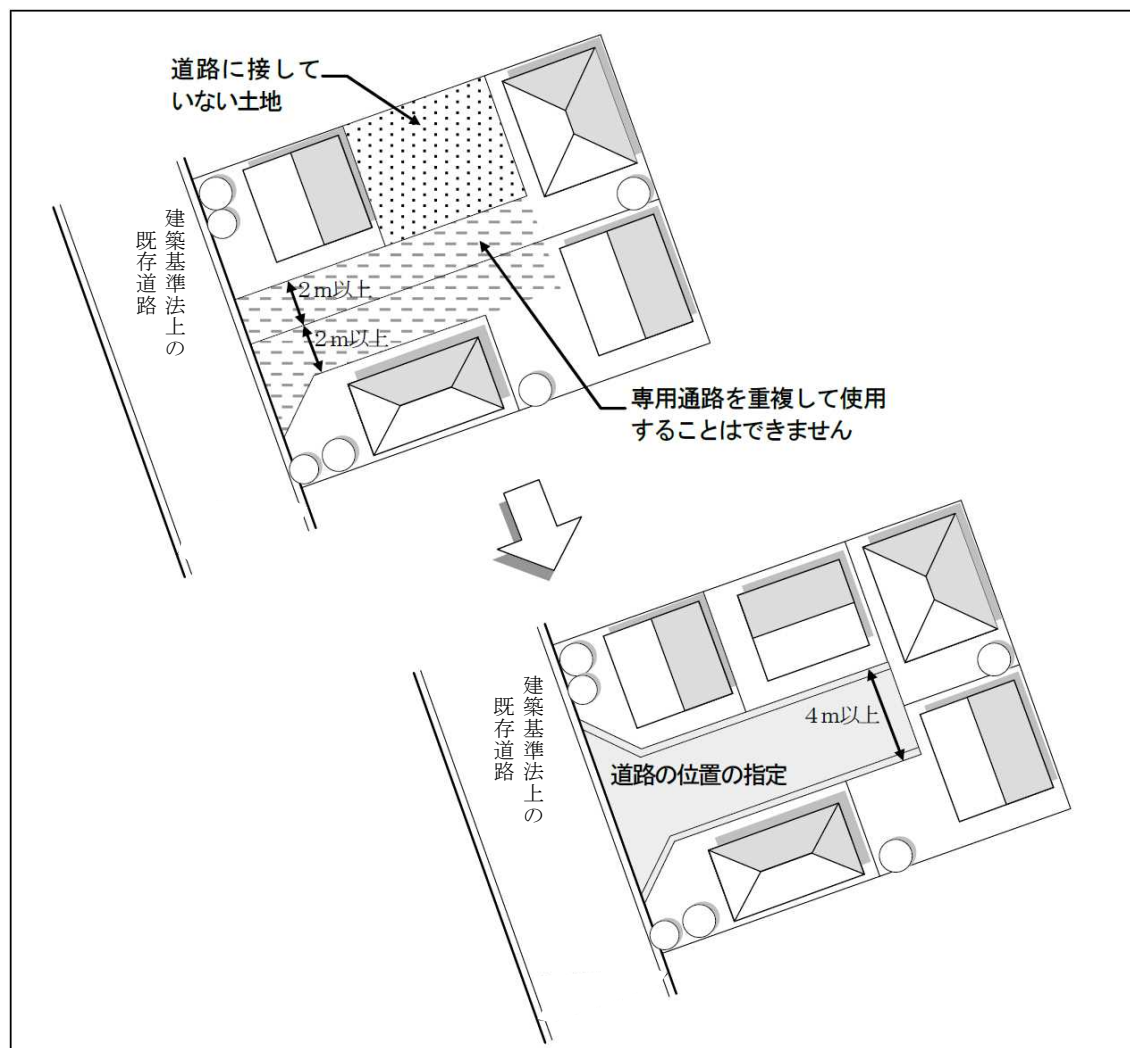
専用通路は道路ではなく敷地の一部であり、それぞれの敷地が道路に2 m以上接していなければ、既に建っている家の増築や改築等ができなくなります。

また、新たに宅地を造成する場合、それぞれの宅地は道路に2 m以上接していなければなりません。

開発区域面積が500 m²未満(注)の場合において、道路(私道)を造る際は、道路の位置の指定を特定行政庁から受けなければなりません。(伊丹市は法第2条第35号に規定する特定行政庁です。)

道路の位置の指定については、道路の幅員、形状及び排水施設等が建築基準法及びその他の法令において定める基準を満たすとともに、道路となるべき部分の土地等の権利者の承諾が必要となります。

(注)開発区域面積が500 m²以上の場合において道路を造る際は、都市計画法第29条第1項に定める開発許可の対象となり、道路は位置指定道路(法第42条第1項第5号)ではなく法第42条第1項第2号の道路となります。



Ⅱ 道路の位置の指定に関する基準

1 建築基準法による基準

位置指定道路の基準は、建築基準法施行令第144条の4（道に関する基準）に規定されています。

建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）抜粋

（道に関する基準）

第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が6メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

(2) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

(3) 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

(4) 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

(5) 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠きよその他の施設を設けたものであること。

2～3（省略）

2 申請に関する基準

建築基準法施行規則第9条や伊丹市建築基準法施行細則第12条第2項で、道路の位置の指定の申請に必要な書式や添付図書等の内容について定めています。

建築基準法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号）抜粋

（道路の位置の指定の申請）

第9条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

伊丹市建築基準法施行細則（昭和46年4月1日規則第14号）抜粋

（道路の位置の指定の申請等）

第12条 1（省略）

2 道路位置指定申請者は、前項の事前協議が整った後、道路側溝その他容易に移動しない方法で、道路の位置を標示した以後において道路の位置の（指定・指定の取消）申請書（様式第11号）に、省令第9条に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

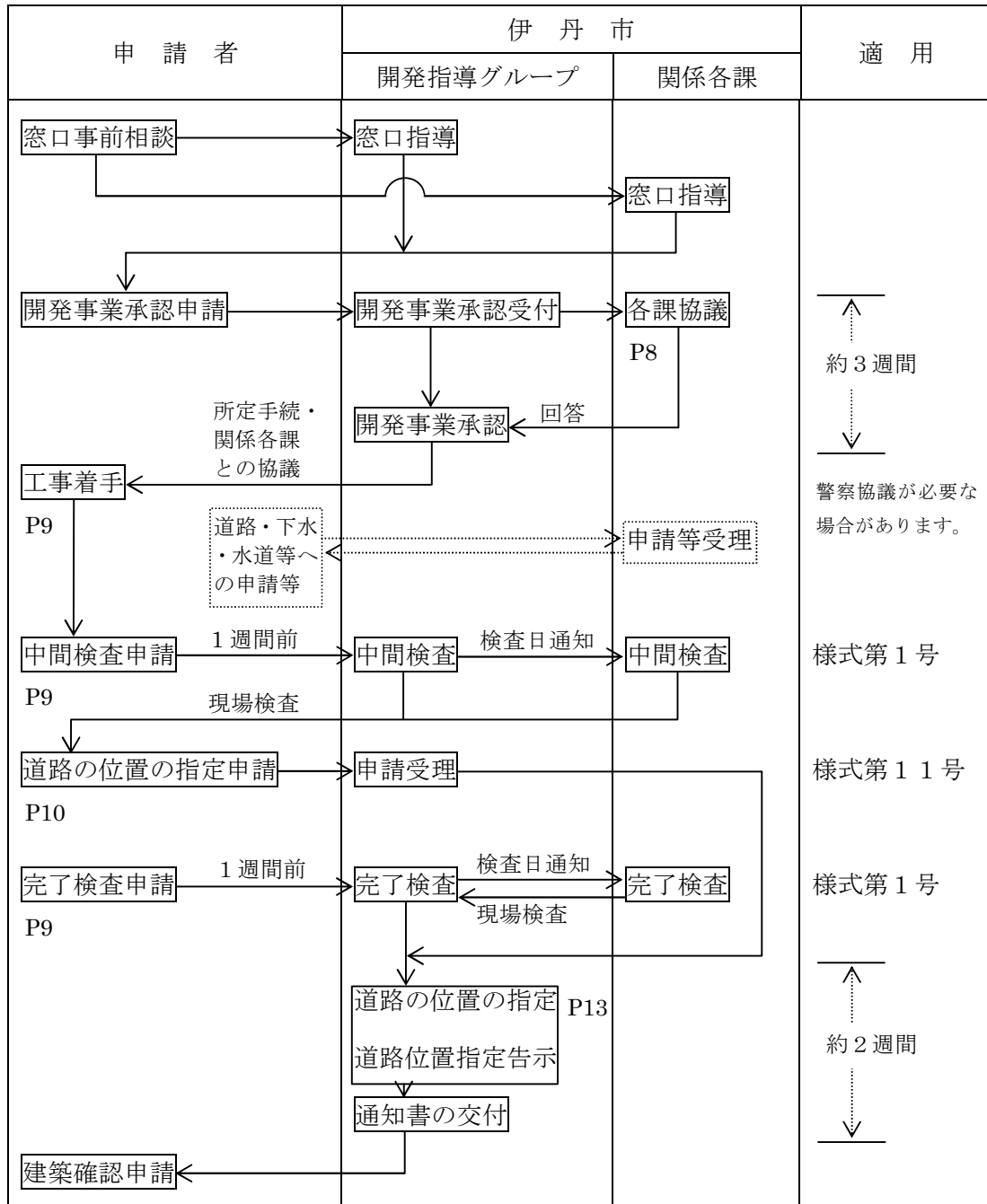
- (1) 道路の位置の指定を受けようとする土地に関する登記事項証明書
- (2) 道路の位置の指定を受けようとする土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書、その者の印鑑証明書並びに法人にあつては、代表者事項証明書
- (3) 道路、河川等官民界の明示を必要とする場合は、官民有地境界協定図の写し
- (4) 道路、河川、水路等の占用使用及び掘削等を要する場合は、関係官庁の許認可書の写し
- (5) 道路の位置の指定を受けようとする土地の隣接地の所有者の承諾書その他市長が必要と認めるもの

3（省略）

Ⅲ 道路の位置の指定の申請手続き

1 指定申請の流れ

伊丹市で道路の位置の指定を受けようとする場合は、窓口にて事前相談を行い、伊丹市宅地開発等指導要綱に基づく開発事業承認申請の中で、全体計画及び他法令の適合性等について審査を行います。



2 開発事業承認申請書に添付する図書一覧(伊丹市宅地開発等指導要綱手引より抜粋)

伊丹市宅地開発指導要綱細則 別表 1

提出書類	備考
委任状	申請手続きを第三者に事務委任する場合
設計説明書	様式例 1 参照
開発区域位置図 現況図 字限図	設計図の作成要領参照
現況写真	開発区域の土地の現況が把握できる写真を、撮影方向と撮影地点を記入した用紙に貼る
土地利用計画図 造成計画平面図 排水施設計画平面図 給水施設計画平面図 求積図 造成計画縦横断面図 道路計画縦横断面図 排水施設構造図 道路構造図 排水流域図 植栽計画図	設計図の作成要領参照
各階平面図 立面図 断面図 日影図	建物の計画について（設計図の作成要領参照）
流量計算書	排水流域図、排水施設計画平面図との照合符号を記入
その他、市長が必要と認める図書	

※ 提出部数は、正 1 部、副 5 部（コピー可）です。

これらの書類に、次のような道路の詳細が明記された図面を添付ください。

（道路の位置の指定申請の際にこれらの図が必要になります）

- ・各折れ点間の寸法を表示した道路の平面図
- ・勾配や側溝等の構造物を表示した道路横断面図
- ・道路の位置と地番界の位置を明確に表示した図
- ・接続する法上の道路との位置を明確に表示した図 など

3 関係窓口との調整先

道路や下水道等の技術基準及び他法令の適合性等について、調整が必要となる主な窓口や内容は次のとおりです。事前相談と並行して、必要に応じて他の関係機関等との調整も行ってください。

担当窓口		協議内容	場 所
伊 丹 市 役 所 内	都市計画課 開発指導グループ	道路の位置の指定に関すること 開発指導要綱に関すること 等	市役所 4 階 072-784-8066(直通)
	建築指導課	法の道に関すること 法の建物に関すること 等	市役所 4 階 072-784-8065(直通)
	道路建設課	市道の道路整備計画に関すること 都市計画道路に関すること	市役所 4 階 072-784-8060(直通)
	道路保全課	道路法第 2 4 条に関すること 法定外の届出に関すること	市役所 4 階 072-784-8058(直通)
	土地調査課	官民境界明示に関すること	市役所 4 階 072-784-8059(直通)
	交通政策課	駐車施設・安全施設（カーブミラー）に関すること	市役所 4 階 072-784-8052(直通)
	文化振興課	埋蔵文化財に関すること	市役所 4 階 072-784-8090(直通)
上 下 水 道 局	下水道課	排水設備（宅外）に関すること	上下水道局 2 階 072-784-8072(直通)
	給排水課	給水設備に関すること 排水設備（宅内）に関すること	上下水道局 1 階 072-783-1654(直通)
消防局警防課		消防法に関すること	消防局 3 階 072-783-0242(直通)
関西電力		受電及び電柱に関すること	
伊丹警察		道路交通法に関すること （交差点の協議など）	
大阪ガス		ガス引き込みに関すること	
N T T 西日本		電話線引き込みに関すること	
宝塚土木事務所		県管理道路に関すること 県管理河川に関すること	阪神北県民局 0797-83-3101(代表)

4 工事の流れ

(1) 工事着手

開発事業承認通知後から、位置指定道路の築造工事に着手できます。

築造工事の各工程において写真を必ず撮影してください。

(2) 中間検査

道路側溝その他容易に移動しない方法で、道路の位置を標示した以後において、舗装工事前に中間検査(道路位置指定の周長、幅員、延長)を実施しますので、検査を希望する日(毎週、火・木の午後)の1週間前までに中間検査日の調整と「道路位置指定工事中間検査申請書」と「道路の現地実測図」を提出してください。

(3) 完了検査

舗装工事後に完了検査を実施します。検査日(毎週、火・木の午後)の1週間前までに日程の調整と「道路位置指定工事完了検査申請書」を提出してください。

必要な図書は次のとおりです。

	図書の種類	内容及び記載事項
1	道路位置指定工事完了検査申請書	別添様式第1号による
2	委任状	代理者により事務委任する場合のみ
3	開発事業承認通知書の写し	
4	開発区域の位置図	住宅地図も可
5	道路現地実測図	位置の指定をする道路の寸法を実測したもの。標示板、境界プレート間の距離を必ず明示すること

※ 提出部数は1部です。

※ 道路位置指定工事(中間・完了)検査申請書は、ホームページからダウンロードできます。

5 道路の位置の指定申請

中間検査時に検査員が良と認めた後、道路の位置の指定申請を行ってください。関係
 法文は、建築基準法施行規則第9条と伊丹市建築基準法施行細則第12条です。

(1) 提出図書と記載事項

本申請に必要な図書は次のとおりです。

	図書の種類	縮尺	内容及び記載事項	備考
1	申請書		正副1部ずつ	様式第11号
2	委任状		代理者に事務委任をする場合	
3	付近見取図		申請道路部分を朱書き	
4	付近見取図		都市計画基本図程度 方位、申請道路の位置、付近の目標	様式第4号 A2普通紙 原図は折らず に提出 コピーを2部 作り、A4折 左綴じで申請 書に添付 申請道路部分 を朱書き 各図面の方位 を合わせる
	道路断面図	1/50	道路の構造（幅員、勾配）申請道路に接する 擁壁及び塀等の構造図、地番界との離隔	
	道路平面図	1/300 以上	① 方位 ② 位置指定区域の境界（朱書） ③ 道路の位置、形状 ④ 道路の幅員、勾配、延長 ⑤ 道路中心線、測点 ⑥ 隅切寸法、屈曲部内角 ⑦ 道路界と地番界の状況	
	公図		法務局備付け原図からの写し 写しの年月日、場所、写した者の氏名	
	承諾書		土地又はその土地にある建築物若しくは工作 物に関して権利を有する者	
	座標値		道路の境界の各折れ点ごとの座標	
5	求積図	1/300 以上	道路と宅地の区割り求積図	
6	完了写真			
7	公図		法務局登記所備付けの公図の写しを添付 （申請道路部分を朱書き）（正：原本、副：写し）	受付日以前の 3ヵ月以内
8	登記簿謄本		道路の位置の指定を受けようとする土地に関す る登記事項証明書（正：原本、副：写し）	〃
9	印鑑証明書 （代表者事項 証明書）		道路の位置の指定を受けようとする土地の所有 者及びその土地に関して権利を有する者の印鑑 証明書。法人の場合は、代表者事項証明書 （正：原本、副：写し）	〃
10	官民有地境 界協定図		道路、河川等官民界の明示を必要とする場合 は、その協定書の写し。原本照合しますので 原本持参、写しを添付	
11	許認可書の 写し		道路、河川、水路等の占用使用及び掘削等を要 する場合	
12	納付書類		申請手数料の納付を確認できるもの	
13	その他		市長が必要と認めるもの	

※ A4フラットファイル縦左綴じ製本して2部提出してください。

(2) 手続上の留意点・注意事項

- ① 申請者は、原則として道路を築造しようとする者としします。
- ② 代理者は図面作成等事務を代理する者とし、原則として有資格者（建築士、行政書士等）としします。また、委任状を添付してください。
- ③ 指定を受ける道路敷きの土地はできるだけ建築敷地とは区分し、「公衆用道路」として分筆登記してください。なお、分筆登記される場合は、本申請中に権利の変更が生じないように注意してください。（本申請中に登記事項の変更があった場合は、法務局による登記事務の確定まで指定の作業が中断し、図面や書類の再提出・追加などを求めることがあります。）
- ④ 本申請前に道路及び水路等公有地との境界確定を必ず済ませてください。
- ⑤ 指定を受ける道路敷の土地に接する隣地等については、民々の境界確定を済ませてから、図面等の作成を行ってください。なお、境界杭の位置を必ず図面に明示してください。
- ⑥ 道路の位置の指定により、法の制限（道路斜線、建ぺい率、容積率等）を新たに受けることとなる土地及び建築物がある場合は、法の制限が新たに生じることに承諾した図書を添付してください。
- ⑦ 建築基準法第88条第1項の工作物（擁壁等）の確認を要する工事が含まれている場合は、当該工作物にかかる確認申請の手続をしてください。
- ⑧ 水路・里道を含めての指定は出来ませんが、次の点にご注意ください。
 - ・事前に水路・里道敷の管理者の承諾が必要です。
 - ・市道認定されているものや、市道認定区域を部分的にも指定出来ません。
 - ・指定区域は必要最小限のみとなります。
- ⑨ 申請時に予定道路部分に建築物等がある場合、指定が出来ませんのでご注意ください。（軒や庇が飛び出している場合も含む）

建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)抜粋

(工作物への準用)

第88条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの(以下この項において「昇降機等」という。)については、第3条、第6条(第3項、第5項及び第6項を除くものとし、第1項及び第4項は、昇降機等については第1項第1号から第3号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第4号の建築物に係る部分に限る。)、第6条の2(第3項を除く。)、第6条の4(第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。)、第7条から第7条の4まで、第7条の5(第6条の4第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。)、第8条から第11条まで、第12条第5項(第3号を除く。)及び第6項から第9項まで、第13条、第15条の2、第18条(第4項から第13項まで及び第24項を除く。)、第20条、第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第32条、第33条、第34条第1項、第36条(避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。)、第37条、第38条、第40条、第3章の2(第68条の20第2項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。)、第86条の7第1項(第28条の2(第86条の7第1項の政令で定める基準に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第86条の7第2項(第20条に係る部分に限る。)、第86条の7第3項(第32条、第34条第1項及び第36条(昇降機に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、前条、次条並びに第90条の規定を、昇降機等については、第7条の6、第12条第1項から第4項まで、第12条の2、第12条の3及び第18条第24項の規定を準用する。この場合において、第20条第1項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2～4(省略)

(3) 関係権利者の承諾

道路の位置の指定を受けた土地は、道路としての性格上、建築物等を築造することができなくなり（法第44条及び法第45条）、私有地に利用の制限が課せられるようになります。道路の位置の指定の申請にあたっては、「指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地、又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書」が必要となります。

権利を有する物とは、所有権・地役権・抵当権・地上権・通行権などを有する者で、登記簿に記載された権利者です。

◇ 関係権利者の範囲

- ① 申請道路の土地に関して権利を有するもの。
- ② 申請道路の土地に存する建築物又は工作物に関して権利を有するもの。
- ③ 既存の私道（位置指定道路を除く）に接続して位置の指定を受けようとする場合、その私道に関して権利を有するもの。

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）抜粋

（道路内の建築制限）

第44条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- (1) 地盤面下に設ける建築物
- (2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
- (3) 第43条第1項第2号の道路の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該道路に係る地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
- (4) 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

2 特定行政庁は、前項第4号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

（私道の変更又は廃止の制限）

第45条 私道の変更又は廃止によつて、その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同条第3項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

2 第9条第2項から第6項まで及び第15項の規定は、前項の措置を命ずる場合に準用する。

(4) 手数料

申請1件につき50,000円（伊丹市手数料条例 別表2（11））です。

申請図書提出時に納付していただきます。

指定の取消し（一部取消しを含む）については、手数料はありません。

6 指定・告示及び通知

(1) 指 定 ・ 告 示

当該道路の完了検査及び道路の位置の指定申請に基づき、最終的な書類審査を行い、建築基準法施行規則第10条第1項により道路の位置の指定及び告示を行います。

(2) 通 知

建築基準法施行規則第10条第3項により、「道路の位置の指定の通知書」を申請者に交付し、正式に道路の位置の指定を受けたことがわかります。

建築基準法施行規則(昭和25年11月16日建設省令第40号)抜粋

(指定道路等の公告及び通知)

第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- (2) 指定の年月日
- (3) 指定道路の位置
- (4) 指定道路の延長及び幅員

2 (省略)

3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

7 築造後の管理および周知

築造後の道路については、法第44条は当然としてその他に、土地所有者及び使用者で協議の上、管理者を定め、その責任において、日常的な自動車等の駐車、植木鉢やプランターの設置を行わない等、常時適正に維持管理してください。

また販売者等は、位置指定道路に接道する土地及び建物を購入される方に、この道路の性質及び管理上の留意点の説明も必ず行ってください。

IV 指定の取消し手続き

1 指定の取消し申請の流れ

伊丹市建築基準法施行細則第13条第1項による道路の位置の指定の取消しの申請は、指定の申請の流れと同様です。

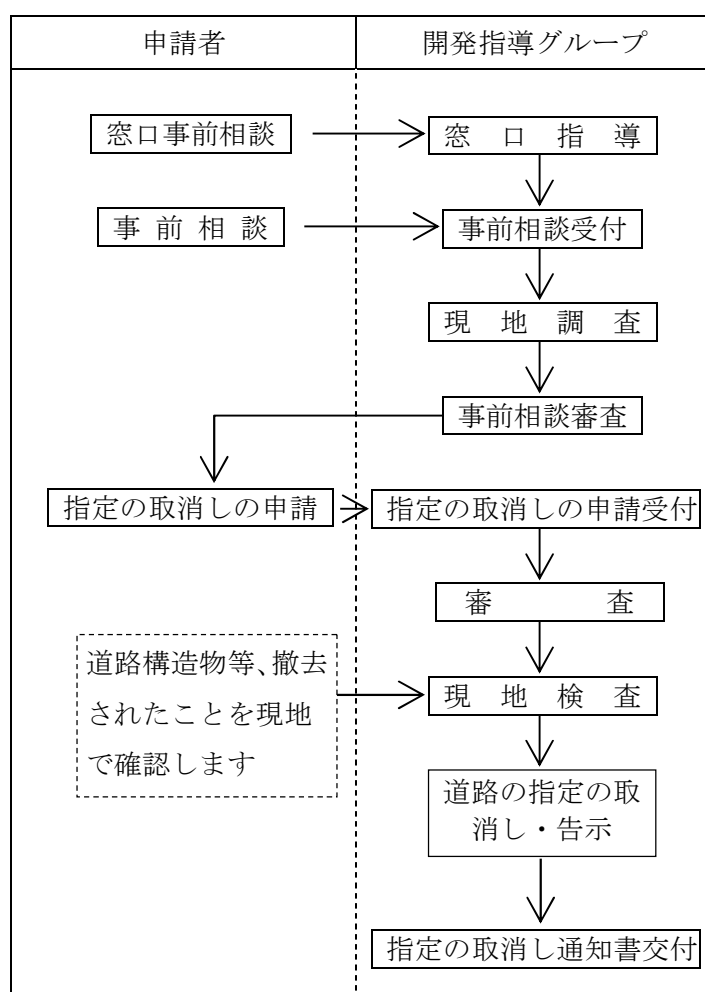
円滑に取消しの申請ができるよう事前相談が必要です。

なお、関係各課及び関係機関等との調整は必要に応じて行ってください。

取消しによって、その道路に接する敷地が、法第43条第1項（P2参照）の規定に抵触することとなる場合は、取消しが法第45条第1項により制限されます。（P12参照）。
また、一部取消しの場合、残る道路が道に関する基準に適合することが必要となります。（転回広場が新たに必要になる場合等があります）

取り消しする道路の土地、その土地に接する土地及び当該土地に存する建築物又は工作物に関して権利を有するもののうち、市長が必要と認めた権利者の承諾を得てください。取消しの申請に必要な提出図書は、基本的には指定時の提出図書（P10）と同じです（伊丹市建築基準法施行細則第13条第1項）。また、取消しにあつては道路構造物を撤去するようにしてください。取消しについては、申請手数料はありません。

◇ 指定の取消し申請の流れ



2 開発行為等に伴う取消し

都市計画法第29条による開発許可を受けた開発区域内等に位置の指定を受けた道路が存在する場合は、開発行為等の完了をもって取消し等の申請手続きを省略することができます。(伊丹市建築基準法施行細則第14条の2)

建物を建てる目的で行う指定の取消しは“土地の区画の変更”と見なし、都市計画法第29条の対象となる場合があります。

伊丹市建築基準法施行細則（昭和46年4月1日規則第14号）抜粋

（道路の位置の指定の取消しの申請等）

第13条 法第42条第1項第5号の指定により指定された道路の全部または一部について、指定の取消しを受けようとする者は、前条第2項に規定する手続を準用して市長に申請しなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の申請書を受理した場合に準用する。

（開発区域内等の私道の変更又は廃止）

第14条の2 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定をした当該道路の区域内、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発許可を受けた開発区域内若しくは同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業の施行地区内又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行地区内における私道の変更又は廃止（第13条第1項に規定する指定の取消しを含む。）については、第13条第1項及び前条の規定にかかわらず、市長に対する申請又は届出を要しない。

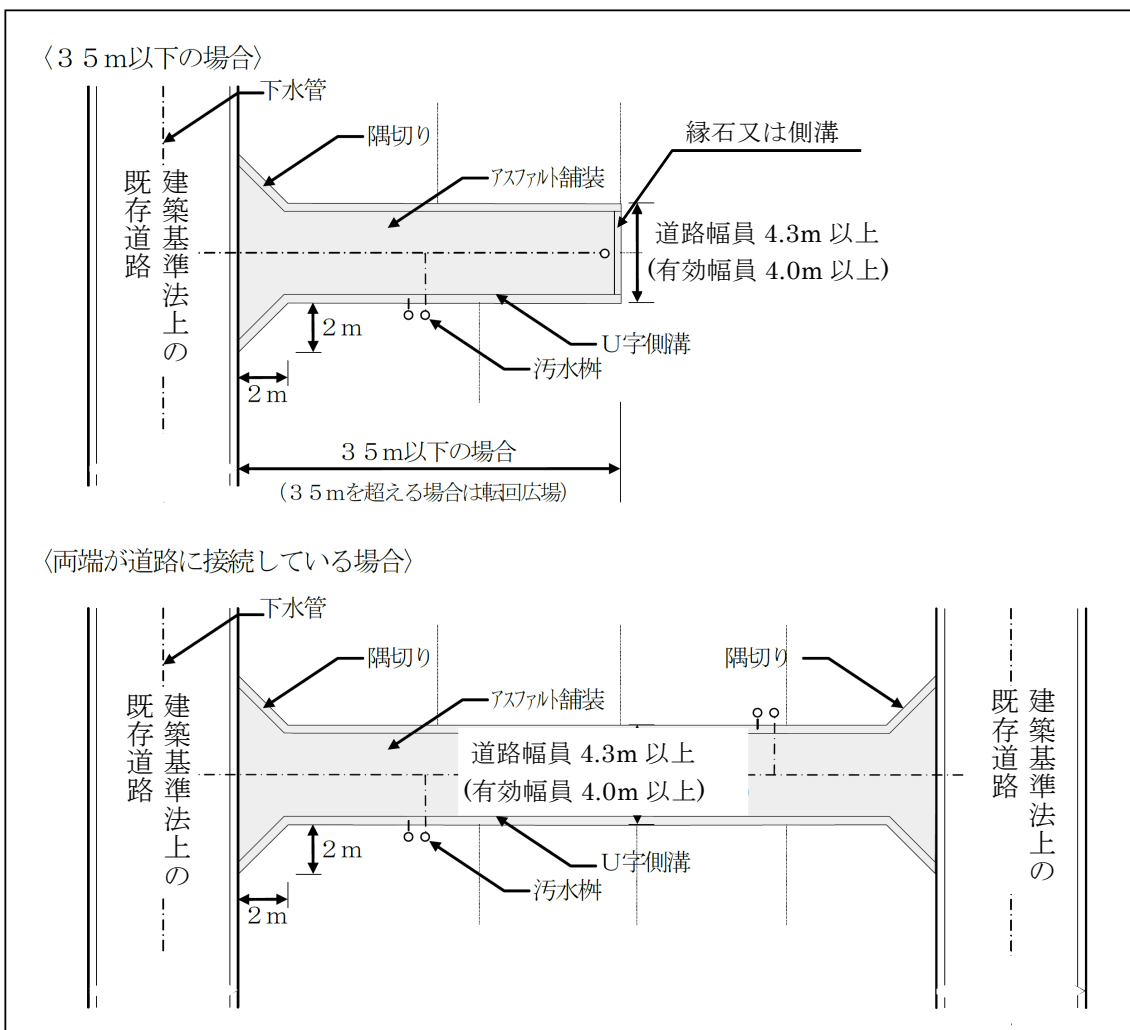
V 道路の位置の指定の技術基準

1 道路の構造に関する基準

道に関する基準は建築基準法施行令第144条の4（P4参照）によるが、下記事項も遵守するものとする。

- (1) 道路幅員は原則4.3m以上とし、有効幅員4.0m以上を確保する。
- (2) 道路の位置は、その指定を受けた区域を道路側溝、L型街渠、擁壁、地先ブロック等容易に移動しない構造物で囲うこと。
- (3) 道路の表層は、原則としてアスファルト舗装とする。
- (4) 縦断勾配は、5%以下で、階段状でないものとする。
- (5) 横断勾配は、原則として1%以上、2%以下とする。
- (6) 道路が隣接地より高い場合は、ガードレール、車止め等の安全施設を設けること。
- (7) 指定する範囲を明示する境界プレート等を設置する。
- (8) 交差点部の縦断勾配は6mまで2.5%を基本とする。
- (9) 道路の内外に支障物がある場合は指定できない場合があります。

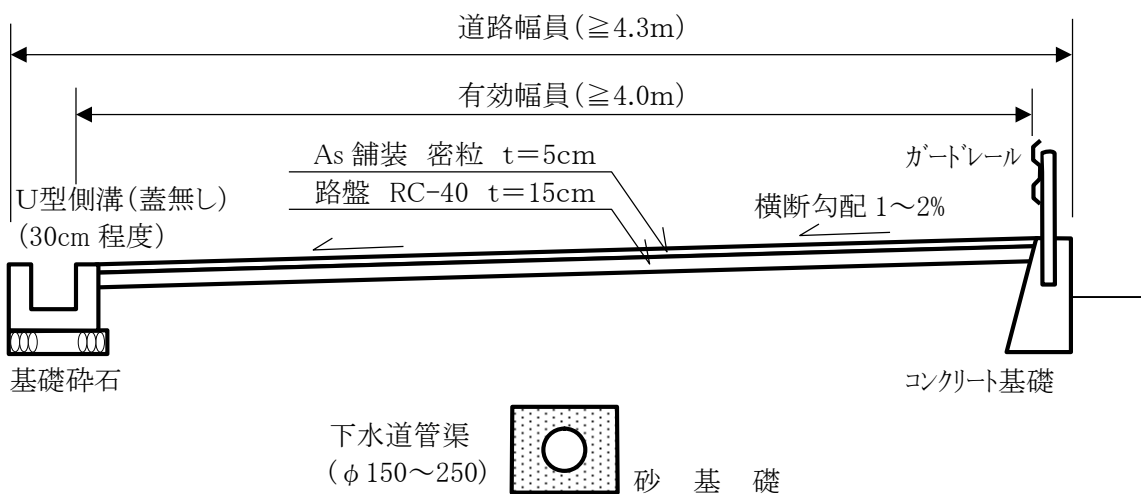
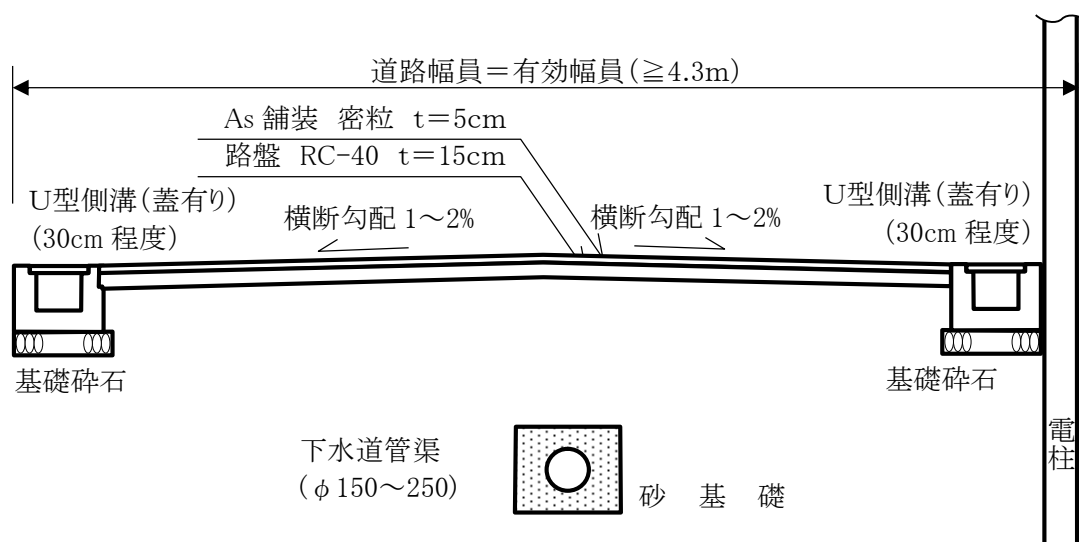
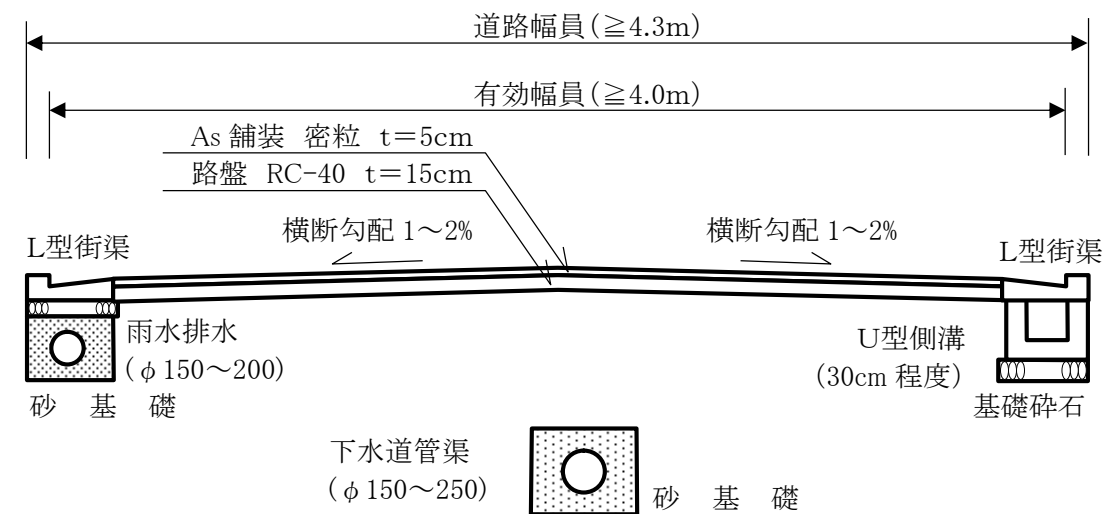
◇ 道路標準図



2 道路の幅員や形態に関する基準

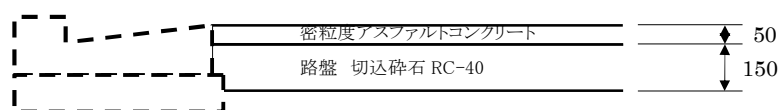
(1) 道路幅員及び有効幅員

下図に示すように道路幅員は原則 4.3m以上とし、有効幅員 4.0m以上となるようにすること
標準横断面図



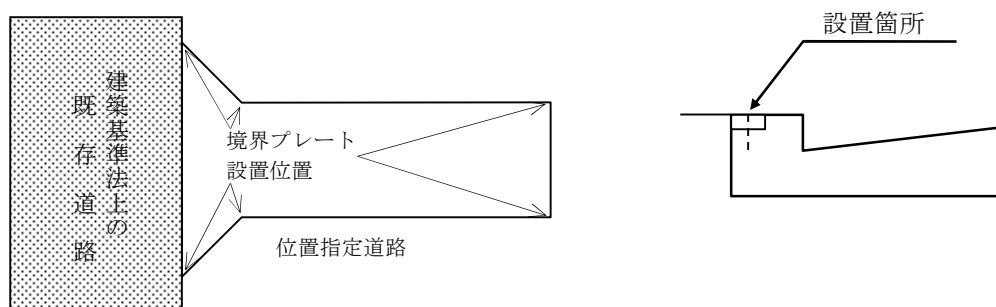
(2) 舗装構成

道路の舗装構成は、下図を標準とする。ただし、路床が軟弱な場合や道路の幅員が大きい場合等の時は、「舗装設計施工指針」「舗装設計便覧」（日本道路協会）によるものとする。



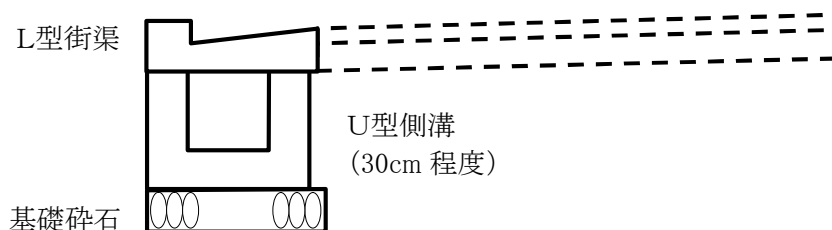
(3) 境界プレート設置

境界プレートの設置位置は、道路の折れ点の位置とする。



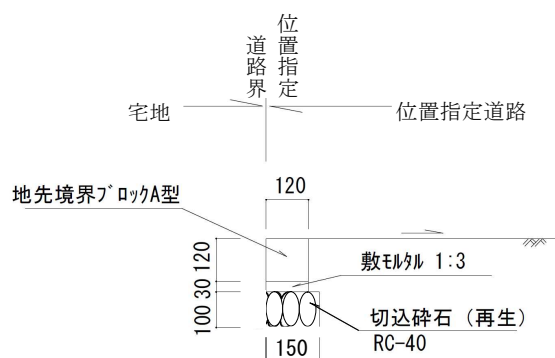
(4) 側溝・街渠

開発地の雨水等を有効に排出するため、側溝・街渠など必要な施設を位置指定道路に適切に配置するものとし、その排出先は原則接道する法上の道路の排水施設とするが、排水方向などに注意し道路管理者と十分協議すること。また、必要と思われる箇所に会所を設けること。



(5) 縁石・地先境界

位置指定道路の境界に側溝・街渠が無い場合に必要となる縁石等、地先境界ブロック設置は次のとおりとする。



(6) 防護柵

道路と隣地の高低差が次に示す数値以上の場合、防護柵を設置することとする。

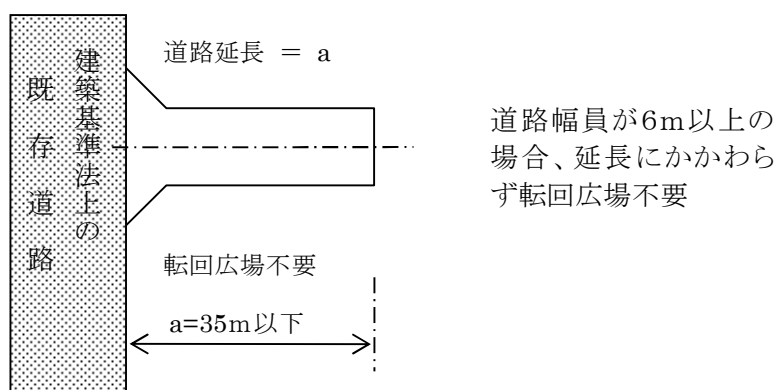
- ・ 垂直方向 1.0 m 以上
- ・ 水路幅が 0.3 m 以上でその深さが 0.7 m 以上
- ・ のり面で高低差が 1.5 m 以上

(7) 道路延長

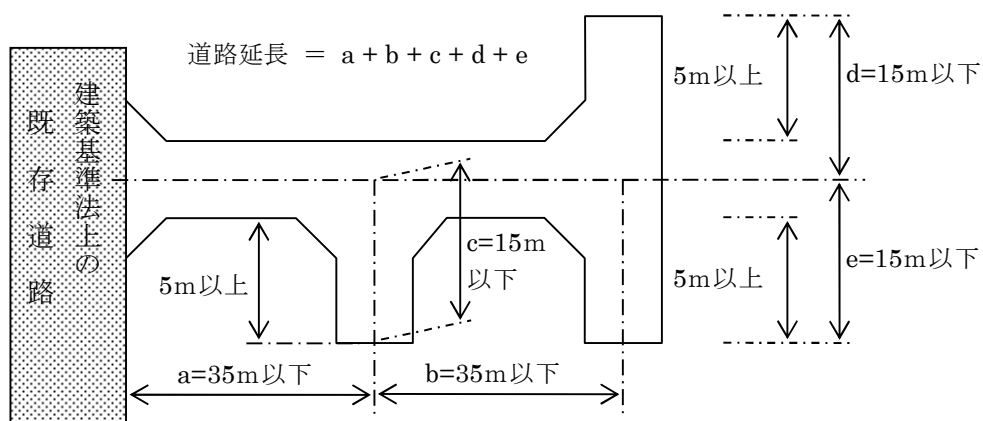
①道路の延長は道路中心線の長さで算定する。

②両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のア、イに該当する場合は袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したもの)とすることができます。

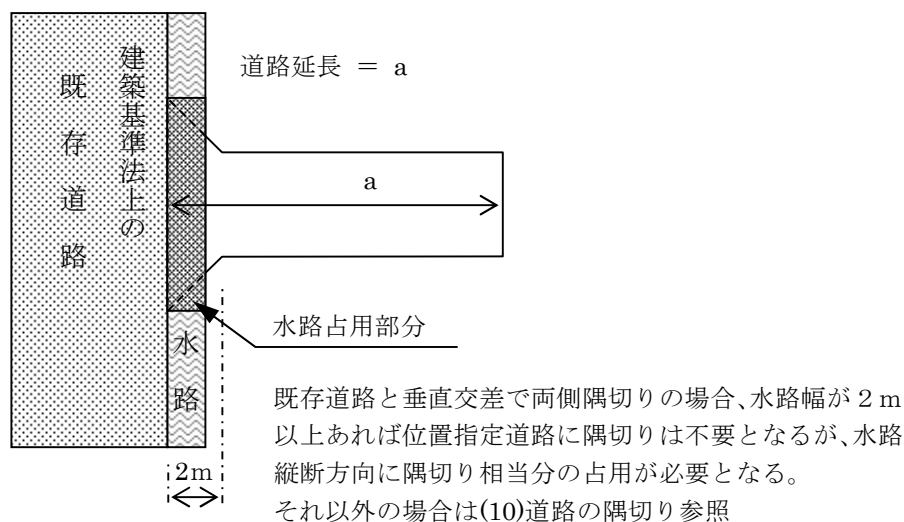
ア. 延長が35m以下の場合(既存の幅員6m未満の指定道路を延伸する場合はその既存の延長も含む)



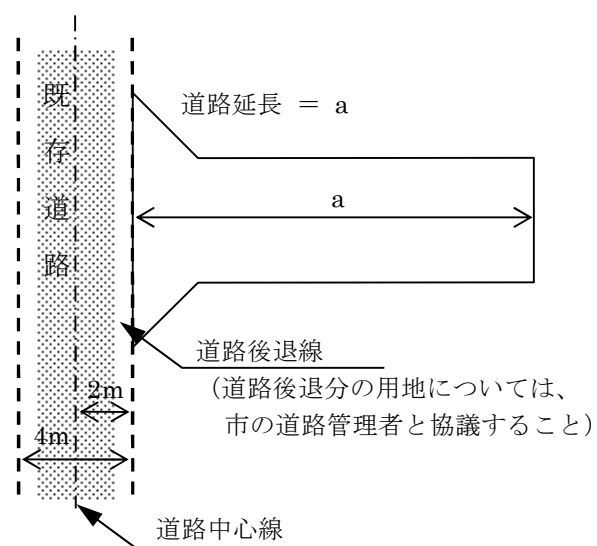
イ. 延長が35mを超える場合で終端及び35m以内ごとに自動車の転回広場が設けられている場合。



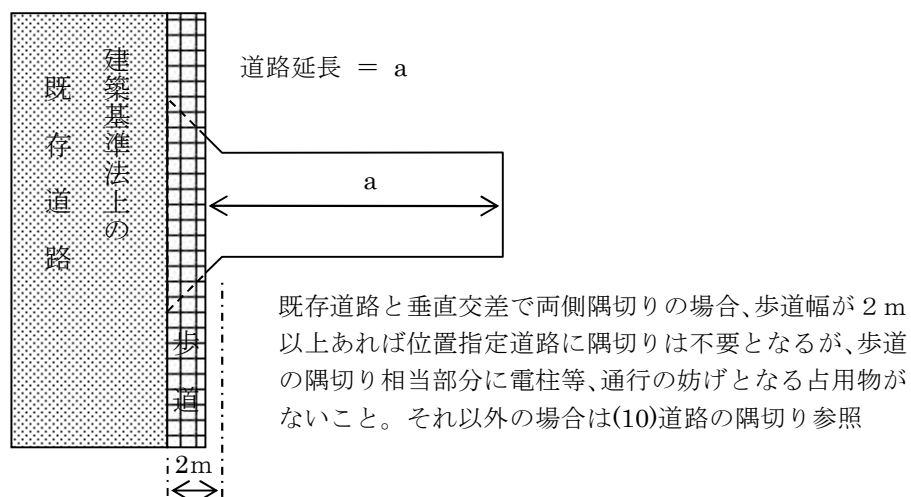
③接続する道路との間に水路がある場合



④法第 4 2 条第 2 項の道路（中心後退の場合）に接続する場合

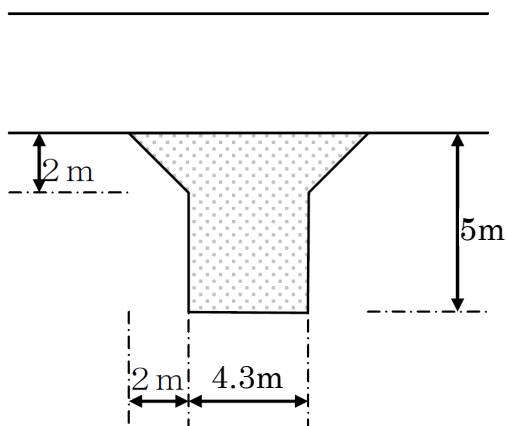


⑤既存道路に歩道がある場合



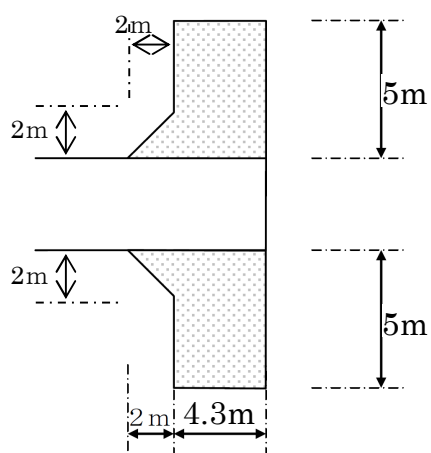
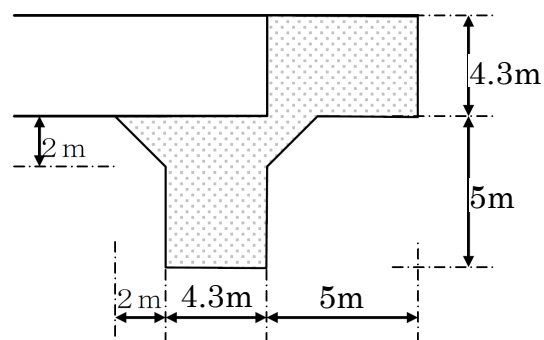
(8) 中間の転回広場

下図を標準とする。



(9) 終端の転回広場

下図を標準とする。

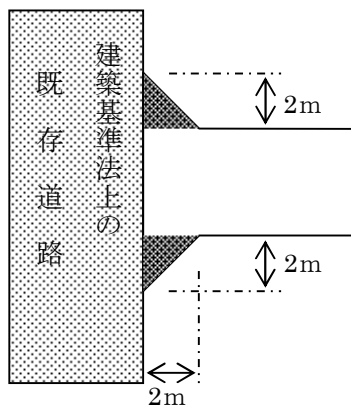


(10) 道路の隅切り

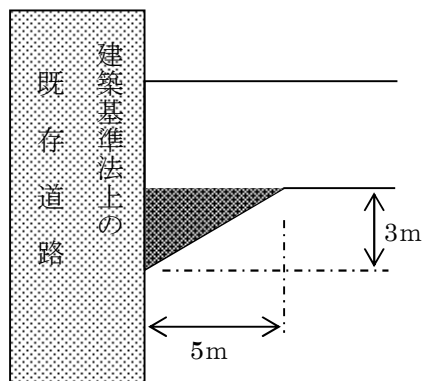
道路は既存道路に対して出来るだけ90度で交差するようにし、道路が交差、接続、屈曲する箇所(交差、接続、屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)は、角地の隅角をはさむ隅切りを設ける。

① 交差部分が直角の場合

● 両隅切りの場合



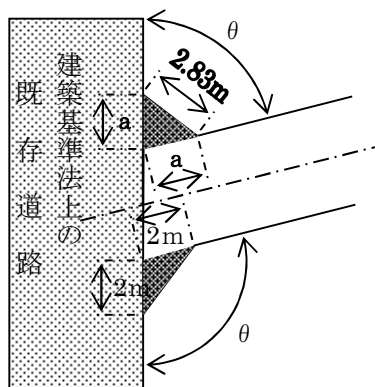
● 片隅切りの場合



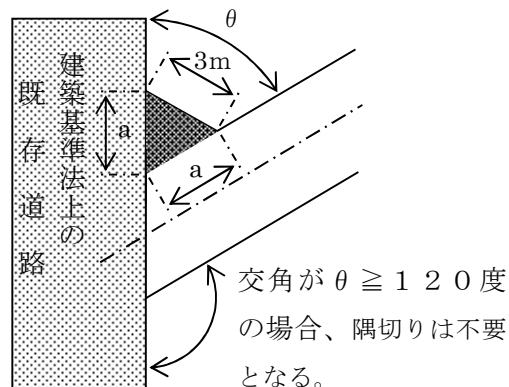
片隅切りで交角90度以外の場合は別途協議とする

② 交差部分が直角でない場合

● 交角が $60^\circ < \theta < 120^\circ$ の場合



● 交角が $\theta \leq 60^\circ$ の場合



交角が $\theta \geq 120^\circ$ の場合、隅切りは不要となる。

ただし、鋭角側に隅切りを取れない場合は別途協議とする

注意「※」の欄は記入しないでください

道路の位置の（指定・指定の取消）申請書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（の取消し）を受けたいので
申請します。

年 月 日

伊 丹 市 長 様

申請者氏名

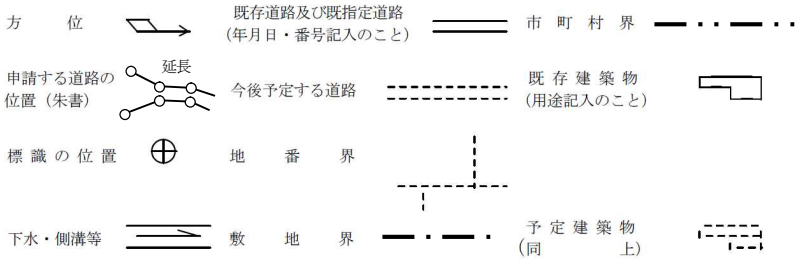
1 築造主の住所，氏名	電話（ ） ー		
2 代理者の住所，氏名	電話（ ） ー		
3 工事施工者の住所，氏名	電話（ ） ー		
4 道路管理者の住所，氏名	電話（ ） ー		
5 道路となる土地又は指定を取り消される土地の地名地番			
6 団地の面積	m ²	7 道路の面積	m ²
8 道路の幅員・幅員別の道路の延長	幅員 延長 m m m m m m		
※ 指定年月日	年 月 日	※ 指定番号	第 号

〔注意〕 (1) 6 欄の団地の面積は道路の面積も含めて記入してください。
(2) ※印欄は、申請者において記入しないでください。

指定年月日・番号	年 月 日 第 号	
告示年月日・番号	年 月 日 第 号	

承 諾 書					
次の図面記載のとおり道路の位置の指定・指定の取消しを承諾します。					
年 月 日 (申請者) 様					
道路の幅員・幅員別の道路の延長	幅員	m	延長	m	道路の面積
		m		m	m ²
		m		m	
道路管理者の住所及び氏名					
道路となる土地の地名地番	地目	権利の種類	住所	氏名	印
特記事項					
図面作成者の住所及び氏名					

凡例



[注意]

- 1 承諾書の「権利の種類」欄は、土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について該当する権利(所有権借地権等)をそれぞれ記入すること。
- 2 図面にも地番号、権利の種類及び氏名を記入のこと。
- 3 付近見取図、道路図及び標準断面図を記載し、方位は一致させること。
- 4 図面に字限図を記載するとともに、その転写場所、転写年月日及び転写した者の住所氏名を記入すること。
- 5 延長は幅員別に記入すること。
- 6 申請書(正・副)には本用紙(追加紙を含む。)のコピーを添付し、本用紙は別に(同時に)提出すること。

道路位置指定申請の手引き

伊丹市都市活力部都市整備室都市計画課

伊丹市千僧1丁目1番地

TEL 072-783-1234(代表) 072-784-8066(直通)

FAX 072-784-8048